プラスチックごみをめぐる最近の動向

― 海洋プラスチックごみ問題への取組 ―

中野 かおり (環境委員会調査室)

はじめに

- 1. プラスチックによる海洋汚染の現状
- 2. 世界各国の取組
 - (1) 各国の事例
 - (2) EUプラスチック戦略
 - (3) 企業の取組
- 3. 日本の現状
 - (1) プラスチックリサイクルの現状
 - (2) 中国の資源ごみ輸入禁止措置による影響
- 4. 日本のこれまでの対応
 - (1)海洋プラスチック憲章の承認拒否
 - (2) プラスチック資源循環戦略の策定に向けた動き
- 5. 今後の課題
 - (1) 国内リサイクル体制の整備
 - (2)企業の取組促進
 - (3) 発生抑制の取組と消費行動

はじめに

最近、海洋ごみ、中でも海洋プラスチックごみが、地球環境問題として注目されている。 2015 年に国連がミレニアム開発目標に続く 2030 年までの目標として採択した「持続可能な開発目標」(SDGs) 1 の一つに海洋環境保全があり、2025 年までにあらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減することを掲げている。取り分け石油由来の海洋プラスチッ

^{1 2015} 年 9 月の国連総会において採択された。17 のゴール、169 のターゲット、232 の指標が設定されている。

クごみは、微生物により分解されることがないため、徐々に破砕されながらいつまでも海 洋を漂い続け、生態系に深刻な影響を与えることが懸念されている。

海洋プラスチックごみ問題については、EU諸国を中心に各種取組が進められようとしている。また、日本でも具体的な対策に向けた議論が開始されたところである。

本稿では、海洋プラスチックごみ問題の現状とそれに対する各国・企業の取組を紹介した上で、日本における今後の課題について述べていきたい²。

1. プラスチックによる海洋汚染の現状

世界のプラスチック年間生産量は、1950年の200万トンから2015年には約200倍の4億700万トンに達した。このうちリサイクルされるのは、推定で14~18%にとどまる。一方、プラスチックごみの発生量は増加の一途をたどり、1980年の約5千万トンから2015年には約6倍の3億200万トン(ごみの総量の3~4%)に上った³。

プラスチックごみについては、陸域のみならず、その多くが海域に流出し、海洋汚染の原因となり、問題が深刻化している。投棄されたり埋立地から流出したりして、2010年時点で、400万~1,200万トンのプラスチックごみが海洋に流出していると推定されている。このようなプラスチックごみによる海洋生物への影響は、魚類、鳥類、爬虫類など、700種類に及んでいるという。具体的には、ウミガメの52%、海鳥の9割、クジラやイルカの56%がプラスチック片を含む海ごみを摂取しており、死んだクジラの胃の中から80袋以上のビニール袋が見つかる事例などが報告されている⁴。また、プラスチックを魚介類がエサと間違えて飲み込み、その魚介類を人間が食べるという食物連鎖により、健康が脅かされるリスクも指摘されている。

海洋プラスチックごみの中でも、直径5ミリ以下の微細なプラスチック粒子は「マイクロプラスチック」5と呼ばれ、もともと含有する添加剤6や、海洋を浮遊する間に吸着するPCB7などの化学物質が食物連鎖により生物の体内に取り込まれ、生態系へ深刻な影響を及ぼすことが懸念されている。

マイクロプラスチックによる海洋汚染は世界各国で観測されており⁸、日本近海でも広がっている。環境省の調査によると日本近海に浮遊するマイクロプラスチックの量は、世

² なお、本稿では河川・湖沼におけるプラスチックごみ及び漂着・漂流ごみに関する対策を除いた海洋プラスチックごみ問題について述べる。

³ OECD "Improving Markets for Recycled Plastics: Trends, Prospects and Policy Responses" May 24, 2018.

⁴「使い捨てプラスチックと海洋汚染ーその問題点と解決に向けた世界の動き」(2018.6 国際環境NGOグリーンピース・ジャパン)〈http://www.greenpeace.org/japan/ja/news/press/2018/pr20180613/〉(平30.10.17 最終アクセス)

⁵「マイクロプラスチック」は、もともと超微細なサイズで製造された「一次的マイクロプラスチック」とペットボトルや容器などの大きなサイズで製造されたプラスチックが自然環境中で破砕・細分化され、微細なサイズになった「二次的マイクロプラスチック」に分類される。

⁶ 可塑剤、難燃剤、酸化防止剤等の添加剤である。

⁷ PCB (ポリ塩化ビフェニル) とは、人工的に作られた主に油状の化学物質である。化学的に安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体など様々な用途で利用されていたが、1968 年にカネミ油症事件が発生したことを受け、現在は製造・輸入が禁止され、使用が制限されている。

⁸ 北極や南極でもマイクロプラスチックが観測されたとの報告もある。

界平均の 27 倍であり、日本の周辺海域はマイクロプラスチックのホットスポットであると報告されている。また、東京湾では、カタクチイワシの約8割の内蔵からマイクロプラスチックが検出されたという調査結果も出されている⁹。

2. 世界各国の取組

(1) 各国の事例

使い捨てプラスチック製品の使用削減に向けた取組は世界各国で進められており(図表 1参照)、特に、EU諸国では、積極的な取組が進められている。例えば、フランスは、2016 年からプラスチック製レジ袋の使用を禁止するとともに、2020 年以降は使い捨てプラスチック容器の使用を原則禁止する法律が成立している。イギリスでは、2019 年からプラスチック製ストロー、マドラー及び芯がプラスチックの綿棒の販売を禁止する方針を公表している。また、アジア諸国でも、インドは、2022 年までに使い捨てプラスチック製品の全廃を、台湾は 2030 年までに使い捨てプラスチック製ストローや容器などの段階的な使用の禁止を掲げている。

対象 主な導入国・地域 韓国、ベトナム、インドネシア、イスラエル/ボツワナ、チュニジア、 ジンバブエ/フィジー/コロンビア/ベルギー、ブルガリア、チェコ、 デンマーク、エストニア、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタ 有料化・課税 リア、ラトビア、マルタ、オランダ、ポルトガル、ルーマニア、スロバ キア、キプロス レジ袋 バングラデッシュ、ブータン、中国、台湾、インド、モンゴル、スリラ ンカ/アフリカ25か国(コートジボワール、 エチオピア、ケニア、モ ロッコ、セネガル、南アフリカ等)/パプアニューギニア、バヌアツ、 製造・販売・使用等の禁止 マーシャル諸島、パラオ/アンティグア・バーブーダ、ハイチ、パナ マ、ベリーズ/フランス フランス 販売禁止 容器 台湾 ※方針公表 無償提供の禁止 販売禁止 イギリス ※方針公表

台湾 ※方針公表

フランス

図表 1 使い捨てプラスチック削減に向けた各国の取組

(出所) 環境省資料

ストロー

カトラリー

(2) EUプラスチック戦略

販売禁止

店舗での提供禁止

2018年1月、EUは、プラスチック政策全体を見直し、新しい産業の育成を目指すことを内容とする「プラスチック戦略」を公表した(図表2参照)。同戦略では、目指すべき社会像を示した上で、「2030年までに、EU市場における全てのプラスチック製容器包装は、経済合理的な手法によって、再利用可能に、あるいは、リサイクルされ、欧州で発生するプラスチック廃棄物の半分以上がリサイクルされる」、「EUのプラスチックリサイクル能力が、2030年までに4倍に拡充・近代化され、域内で20万人分の新規雇用が創出される」、

^{9 『}日本経済新聞』(平 28.4.10)、高田秀重「マイクロプラスチック汚染の現状と国際動向・対策」『環境管理』 53 巻 9 号 (2017.9) 25 頁

「再生プラスチックの需要を 4 倍にする」など、具体的な数値目標や年限の設定がなされ、かなり野心的なものであると評価されている¹⁰。同年 5 月には、同戦略「(2) プラスチック廃棄物と海洋ごみ量の削減」に関連して、使い捨てプラスチック 10 品目と漁具を対象とした新たな規制案が出された。なお、施策の実施はE U 加盟国に委ねられているため、その実効性については今後問われることになる。

図表2 EUプラスチック戦略

(2018年1月 欧州委員会)

(1)プラスチックリサイクルの経済性と品質の向上

- ・2030年までにすべてのプラ容器包装を、コスト効果的にリュース・リサイクル可能とする
- ・企業による再生材利用のプレッジ・キャンペーン
- ・再生プラスチックの品質基準の設定
- ・分別収集と選別のガイドラインの発行

- ・使い捨てプラスチックに対する法的対応のスコープを決定する
- ・海洋ごみのモニタリングとマッピングの向上
- ・生分解性プラのラベリングと望ましい用途の特定
- ・製品へのマイクロプラの意図的添加の制限
- ・タイヤ、繊維、塗料からの非意図的なマイクロプラの放出を抑制するための検討

(3)サーキューラーエコノミーに向けた投資とイノベーションの拡大

- ・プラスチックに対する戦略的研究イノベーション
- ・ホライゾン2020(技術開発予算)における1億ユーロの追加投資

(4)国際的なアクションの醸成

- ・国際行動の要請・多国間イニシアティブの支援、
- ・協調ファンドの造成(欧州外部投資計画)

(出所) 環境省資料

(3) 企業の取組

企業もプラスチック製品の使用削減に向けた自主的な取組を進めている。2018 年 6 月、マクドナルドが 2019 年末までにイギリスとアイルランドの全店舗で、プラスチック製ストローを紙製にすると宣言した。2018 年 7 月には、スターバックスが 2020 年までに世界中の約 2 万 8,000 店舗でプラスチック製の使い捨てストローの使用を廃止すると公表した。また、レゴは、サトウキビを原料にしたプラスチック玩具を製造すること、アディダスは、2024 年までにスニーカーなどに使うポリエステルを全て再生品に切り替えることを公表している11。このように、企業がプラスチック製品の使用を中止したり、代替素材に切り替えたりする動きが世界各国で広がり始めている。

代替品への素材の切替えは、企業にとっては新たな負担が生じることになる¹²。しかし、近年、環境問題や社会的課題に取り組む姿勢から企業を評価するESG投資が広がり、評価が低ければ保有株を売却するダイベストメント(投資撤退)という動きも出てきている。そのため企業はプラスチック製品の使用削減に向けた取組を急いでいると見られている。

¹⁰ 山本恭太「プラスチックを巡る資源循環の動向について」『環境管理』54 巻 9 号(2018.9)23 頁

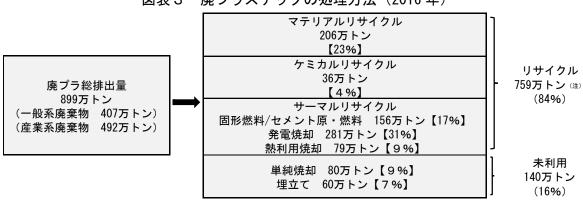
^{11 『}日本経済新聞』夕刊 (平 30.8.29)

 $^{^{12}}$ 例えば、あるコーヒーチェーン店が使用するプラスチック製ストローの調達価格は1本1円程度だが、紙製に切り替えると1本5~10 円程度になるという。(『日本経済新聞』(平30.9.24))

3. 日本の現状

(1) プラスチックリサイクルの現状

日本国内では、2016年に1,075万トンのプラスチック樹脂が生産され、ほぼ同量の980万トンが製品として消費されている。消費後の廃プラスチック899万トンのうち84%に当たる759万トンがリサイクルされている¹³。主なリサイクル方法は、①廃プラスチックを溶かし、もう一度プラスチック原料やプラスチック製品に再生する「マテリアルリサイクル」、②廃プラスチックを化学的に分解するなどして化学原料に再生する「ケミカルリサイクル」、③廃プラスチックを焼却して熱エネルギーとして回収したり、固形燃料にしたりする「サーマルリサイクル」という3つに分類されており、各リサイクル率は図表3のとおりである。



図表3 廃プラスチックの処理方法(2016年)

(注) 端数を四捨五入しているため合計の数値が一致しない。

(出所) 一般社団法人プラスチック循環利用協会『プラスチックリサイクルの基礎知識 2018』より作成

国内のプラスチックリサイクルは、本来であれば、マテリアルリサイクルやケミカルリサイクルが望ましいが 14 、約6割をサーマルリサイクルが占めている。また、マテリアルリサイクルについては、206万トンのうち約7割に当たる138万トンが輸出されており、実質的な国内のプラスチックリサイクルに占める割合は僅か数%である。なお、世界の廃プラスチックのうち14~18%がリサイクル、24%が焼却、残りは不法に投棄・焼却されていると見られている 15 。

(2) 中国の資源ごみ輸入禁止措置による影響

中国は、1980年代から、廃プラスチックや古紙などを輸入し、国内で分別・再加工した後、様々な製品として輸出し¹⁶、世界最大の固形廃棄物の輸入国となった。同時に、輸入さ

¹³ 一般社団法人プラスチック循環利用協会『プラスチックリサイクルの基礎知識 2018』7頁

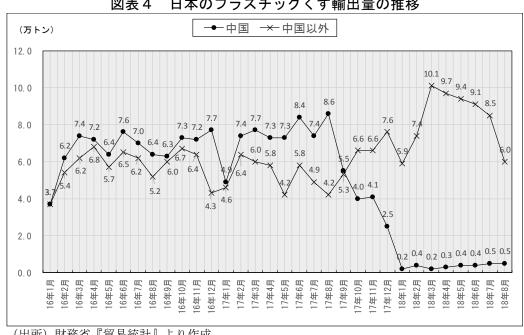
¹⁴ 循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)を受け、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の基本方針では、「廃プラスチック類の取扱いについては、まず排出抑制を、次に再生利用を推進する」とした上で、「それでもなお残った廃プラスチック類については、直接埋立ては行わず、一定以上の熱回収率を確保しつつ熱回収を行うことが適当である」としている。

¹⁵ 前掲注3参照

¹⁶ 原料から新たにプラスチックを生産するよりコストが抑えられ、また、資源やエネルギーの節約にもつなが

れた固形廃棄物を処理する過程における深刻な環境汚染や、違法な廃棄物の輸入事件が発 生するようになった。

そのため、2017年7月、中国政府は、資源ごみ輸入の管理体制強化や密輸取締りの厳格 化について記載した「海外ごみの輸入禁止と固形廃棄物の輸入管理制度改革の実施計画」 (以下「計画」という。)を公表した。計画の中で、2017年末までに国民の健康に悪影響を 与える「生活ゴミとして排出された廃プラスチック、未分類の古紙及び繊維廃棄物、バナ ジウムスラグ」などの計 4 種類 24 品目の輸入を全面的に禁止することとし、2017 年 12 月 31 日から実施している。計画が公表される前年の2016年のの中国の廃プラスチックの輸入 量は 734 万 7,200 トンで、そのうち日本からの輸入が約 84 万 2 千トンと約 1 割を占めて いた 17 。しかし、計画公表後、日本から中国への廃プラスチックの輸出量は激減し、2018年 1月は僅か2千トンとなっている(図表4参照)。そのため、日本国内では行き場を失った 廃棄物が滞留し、一部の保管場所では処理しきれない廃プラスチックが壁のように積み上 げられる事態が生じている¹⁸。また、関連産業では玉突き的に様々な影響が出ており、この まま国内で廃プラスチックの処理が困難な状況が続くと、大規模な不法投棄が生じること も懸念されている19。



日本のプラスチックくず輸出量の推移 図表 4

(出所) 財務省『貿易統計』より作成

り環境負荷の低減に資すると考えられていた。

^{17 「}迷える資源ごみはどこへ行く(中国)一部資源ごみ輸入禁止を受けて」(平30.4.11 独立行政法人日本貿 易振興機構) https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2018/013284e98573d0f8.html (平 30. 10. 17 最終 アクセス)

^{18 『}日本経済新聞』(平 30.7.23)

^{19 『}循環経済新聞』(平 30.10.1)

4. 日本のこれまでの対応

(1) 海洋プラスチック憲章の承認拒否

2018年6月のG7において、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、イギリス及びEUは、「海洋プラスチック憲章」を承認した。プラスチックが経済や日々の生活において重要な役割を果たしていると評価する一方で、海洋環境、生活、人間の健康に重大な脅威をもたらすことから、様々な手段を用いて、海洋プラスチックごみに対処することとしている。憲章では、2030年までにプラスチック包装の最低55%をリサイクル又はリユースし、2040年までには全てのプラスチックを100%回収可能にすることなど、年限を定めた義務的な数値目標を設けている。

しかし、日本はアメリカと共に同憲章の承認を見送った。その理由について、中川環境 大臣(当時)は、産業界・関係省庁と調整する時間が足りず、年限付きの数値目標を受け 入れることができなかった旨²⁰説明しているが、こうした対応について国内外から批判の 声が上がっている²¹。

(2) プラスチック資源循環戦略の策定に向けた動き

我が国でもマイクロプラスチックを始めとする海洋ごみ問題が深刻化していることを受け、2018年6月、「海岸漂着物処理推進法」(平成21年法律第82号)が改正され、事業者に対するマイクロプラスチックの使用及び排出抑制に関する努力義務等が盛り込まれた。また、同月に閣議決定された「第4次循環型社会形成推進基本計画」の中で、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための「プラスチック資源循環戦略」を策定することが掲げられた。

こうした動きに加え、前述の中国の資源ごみ輸入禁止措置やプラスチック憲章などに対応するため、同年7月、環境省は、中央環境審議会に「プラスチック資源循環戦略小委員会」を設置し、プラスチックの資源循環をめぐる議論を開始した。同委員会では、2019年6月に日本で開催される予定のG20を見据え、今年度中にも結論を出すこととしている。2018年8月に開催された第1回の会合では、環境省から、①使い捨てプラスチックの使

2018年8月に開催された第1回の芸音では、環境省から、①使い捨てノウステックの使用削減、②使用済みプラスチックの回収・リサイクル、③バイオマスプラスチック等への代替、④プラスチック廃棄物の海洋流出防止、⑤途上国への国際協力、⑥海洋プラスチック憲章の評価、⑦資源循環関連産業の振興、という7つの論点が示された後、各委員から多岐にわたる意見が出された。例えば、レジ袋の有料化の検討、ストローなどに使い捨てバイオプラスチック²²を使用する事業者への取組支援、容器包装リサイクル法対象外の家庭から排出されるプラスチックや事業系プラスチックの回収の促進、などの必要性が指摘された²³。

²⁰ 中川大臣記者会見録 (平 30.6.12)

^{21 『}朝日新聞』(平 30.6.20)、『東京新聞』(平 30.6.20)、『環境新聞』(平 30.9.19)

²² バイオプラスチックとは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用する「バイオマスプラスチック」 と微生物により分解される「生分解性プラスチック」の総称である。

^{23 『}エネルギーと環境』2492 号 (2018.8.23)

5. 今後の課題

(1) 国内リサイクル体制の整備

2017 年 11 月、環境省は、中国の資源ごみ輸入禁止措置により廃プラスチックを国内で処理せざるを得なくなることを見込み、「国内資源循環確保に向けたプラスチックリサイクル体制整備の緊急支援について」を公表し、「省 CO_2 型リサイクル等高度化設備導入促進事業」を活用して、プラスチックリサイクルを行う民間事業者の設備投資に対する緊急支援を行った。同事業は、廃プラスチックの破砕・洗浄・脱水設備や、炭素繊維強化プラスチック²⁴のリサイクル設備などの導入費用について、半額を上限に補助するものである。平成 31 年度予算の概算要求では前年度の 3 倍の 45 億円が計上され、企業などに対する補助を強化することとされた。

これまで日本は、中国の輸入規制²⁵に対して、短期的な対策を講じていくことで、固形廃棄物の輸出を継続してきた。確かに、輸出された廃プラスチックが再生資源として利用さることで世界的な資源不足を補うとともに、中国の工業生産を支えてきたこともあり、資源ごみの輸出を一概には否定できない。しかし、中国の輸入禁止措置が段階的に強化される見通しであること²⁶、また中国へ輸出できなくなった資源ごみの受皿となっている東南アジアの国々でも輸入制限措置が採られていることから²⁷、今後、国内の廃プラスチック等の資源ごみが輸出できなくなることも想定される。こうした状況に鑑みると、我が国のリサイクル体制を整備し、国内における資源循環を円滑にすることがより一層求められる²⁸。なお、マテリアルリサイクルやケミカルリサイクルの割合(図表3参照)を高めるためには、プラスチックのリサイクル設備を増強するとともに、リサイクルにより生成された再生資材の利用先を十分に確保することも必要である。

(2)企業の取組促進

各国企業がプラスチック製のストロー等の提供を禁止する動きを受け、日本でも、すかいらーくホールディングスが、国内外約 3,200 店舗で 2020 年までにプラスチック製のストローの使用を廃止するとし、まず、2018 年 12 月から国内の約 1,350 店舗で取組を始め

²⁴ 炭素繊維強化プラスチックとは、プラスチックを炭素繊維で強化することにより、高い強度や剛性を有したもので、航空機を始め自動車部品などに使用されている。しかし、炭素繊維はリサイクルが難しいため、現状では主に廃棄物として処理されている。

²⁵ 2004 年には、日本から輸入された廃プラスチックに大量の有害廃棄物が混載され深刻な環境汚染が引き起こされたとして、同年5月から 2005 年9月までの約1年半、日本からの廃プラスチックの輸入が禁止された。

²⁶ 中国政府は、2019 年末までに「固形廃棄物の輸入管理リストを分類、調整して、輸入固形廃棄物の種類と数量を大幅に削減」するとともに、「国内の資源ごみの調達に切り替える」とし、段階的に規制を強化する方針を示している。

²⁷ 実際、タイでは廃プラスチックの違法輸入や不適正処理が増加していることが明らかになり、2018年6月、 タイ政府は廃プラスチックの輸入を禁止する方針を公表した。また、ベトナムやマレーシアでも国内輸入業 者のライセンスを一定期間停止するなど、廃プラスチックの輸入制限を行う動きがあった。

²⁸ 以前から指摘されている国内の資源循環における課題の一つとして、容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号)に基づく指定法人ルートに乗らずに自治体が独自に処理業者に引き渡している、いわゆる独自処理ルートの一部が海外へ輸出されているということが挙げられる。(平26.7.23 中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会第13回議事録)

るとしている。また、前述のように企業の中には、そもそも使い捨てプラスチック製品を使わない方法や、バイオプラスチックなど代替品の使用を検討する動きも出てきている。現在、石油由来のプラスチックからバイオプラスチックへ代替することは技術的には可能であるが、性能面やコスト面で課題があることから、大量生産体制が整わず、普及が進んでいない²⁹。そのため、環境省は、平成31年度予算の概算要求で「脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業」として新たに50億円を計上し、バイオプラスチック製品を増産するための設備拡充や、商品の容器包装をバイオプラスチック製に代替するための技術開発等に取り組む企業や大学に補助金を出し、支援することとしている。なお、当面、多くの企業がプラスチック製のストローを削減する取組を進めようとしている。しかし、プラスチック製品に占めるストローの割合は比較的小さいと考えられることや、日本では使用済みプラスチック製のストローの分別収集が進んでおり海洋汚染に直結しないとの見方もあることから³⁰、長期的には、容器包装、電気・電子製品、自動車³¹などプラスチック製品全般における代替品の活用や使用削減を図ることが求められる³²。

(3)発生抑制の取組と消費行動

循環型社会形成推進基本法では、廃棄物・リサイクル対策の優先順位を定めており、廃棄物等のリデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の順で優先的に進め、それでもなお残る廃棄物については、熱回収をすることが推進されている。こうした考え方に基づき実施されている日本のごみ処理やリサイクル体制は、世界的に見て先進的であると言われている。しかし、プラスチックごみの人口一人当たりの排出量は、アメリカに次いで世界 2 位であり 33、日本は多量のプラスチックを消費している。また、プラスチックの中でも、生態系への深刻な影響が懸念されているマイクロプラスチックのように微細なものは、一度環境中に放出されると、全てを回収し、リユースやリサイクルをすることは困難である 34。

こうしたことを踏まえると、プラスチックによる海洋汚染問題を根本的に解決するためには、消費行動を見直し、発生抑制対策を講じること、すなわちリデュースを推進することが最も重要である。ポイ捨てや不法投棄の対策も含め、国や企業が率先してプラスチッ

²⁹ 「地球温暖化対策計画」(平成 28 年 5 月 13 日閣議決定)では、バイオプラスチックの国内出荷量を 2030 年度に 197 万トンまで増やすこととしているが、2017 年度は 4 万トンにとどまっている。(『毎日新聞』(平 30.9.22))

^{30 『}日本経済新聞』(平 30.8.18)

³¹ 家電リサイクル法 (平成 10 年法律第 97 号) や自動車リサイクル法 (平成 14 年法律第 87 号) などの個別リサイクル法に基づき、一部の製品については、適正にリサイクルが行われている。

³² 使い捨てプラスチックではないプラスチックについても一部の企業で代替品に変える動きが出ている。(「気候変動に次ぐ「第2の脅威」海洋プラ対策規制の先を行け」『日経ESG』232号(平30.9)25頁)

³³ UNEP "SINGLE-USE PLASTICS: A Roadmap for Sustainability" 2018, p.5.

³⁴ 二次的マイクロプラスチックについては、細分化する前段階での回収も可能であるが、洗顔料・歯磨き粉のスクラブ剤等に利用されているマイクロビーズなどの一次的マイクロプラスチックは、微細なため、製品化された後の対策や自然環境中での回収は非常に困難である。そのため、米国、カナダ、フランス、イギリスなど一部の国ではマイクロビーズを含むパーソナルケア製品の製造や販売が規制されている。日本では、2016年3月、日本化粧品工業連合会が会員企業1,100社に「洗い流しのスクラブ製品におけるマイクロプラスチックビーズの使用について」という文書を発出し、自主規制を呼び掛けている。

クの使用削減に向けた対策を推進するとともに³⁵、便利な使い捨てプラスチック製品に囲まれた我々消費者の生活スタイルを見直すことが求められている。

例えば、環境省が実施したアンケート調査³⁶によると、「レジ袋を無料で配布しない(必要な場合は購入する)」ことが、消費者が進めていくべき・協力できると思う取組の最上位に挙げられていることから、スーパーやコンビニでのレジ袋の無料配布を見直したり、各国の取組(図表 1 参照)に見られるように、レジ袋の削減に向けた規制的な対応を検討したりすることも考えられる³⁷。また、日常的にマイボトルやマイバッグを持ち歩き、可能な限り使い捨てプラスチック製品に頼らない生活を心掛けることなど、身近な取組を続けていくことも重要である。

(なかの かおり)

³⁵ 廃プラスチックの発生抑制対策の一つとして、「拡大生産者責任」(生産者が自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負うという考え方)に基づく取組を強化することも考えられる。製品のリサイクル・処理費用を企業が負担し、その費用が製品に内部化され市場価格に反映されることにより、消費者の経済的な選択が促され、簡易包装・リユースなどへの転換が進むことが期待される。なお、2018年2月、東京都廃棄物審議会は、拡大生産者責任よる発生抑制を促進するため、容器包装リサイクル法の改正を国に提案すべきとの答申(『廃プラスチックの発生抑制・リサイクルの促進について一中間のまとめー』)を取りまとめた。

^{36 『}プラスチックを利用した各種サービスに関する市民アンケート調査②』(平30.8.17 中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環戦略小委員会第1回資料)

³⁷ 原田環境大臣は、プラスチックごみ削減のため、レジ袋の有料化を義務付けるべきとの考え方を示している。 (『毎日新聞』(平 30.10.5))